

なじらね協定促進事業助成制度

○新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成制度とは？

ご近所の皆さんで、独自の魅力あるまちなみづくりに向け、ルール(協定)を決めて、住宅や店舗併用住宅などの改修を行う際に、ルールの検討など計画作成の費用や、改修などに掛かる費用の一部を助成する制度です。

○どのような整備が助成の対象となるのですか？

助成の対象となる事業、助成金の限度額などについては、下記の表のとおりです。

助成対象事業	助成の対象となる費用	助成率	助成金限度額
基本計画作成	皆さんの意向調整と基本計画図の作成に要する費用	1/2	(1地区あたり) 15万円以内
建築物工事	住宅や店舗併用住宅などの屋根、外壁、雁木などの改修工事に要する費用 (道路等に面する部分を対象とする。)	1/2	(1軒1回限り) 50万円以内 (※1)
工作物工事	門、塀、かき又は柵の築造又は改造(改造に伴うブロック塀の撤去を含む。)、看板などの整備に要する費用 (道路等に面する部分を対象とする。)	1/2	(1軒1回限り) 25万円以内 (※2)

※1 古町花街地区は最大500万円(歴史的建造物以外は150万円)

※2 古町花街地区は最大50万円

○どのような地域が助成の対象となるのですか？

下記のいずれかに該当すると認められた地域が対象となります。事前に市にご相談ください。

(1)	地域の歴史、伝統、文化、風情等が感じられるまちなみが残っている地域
(2)	日常的に人通りやにぎわいの見込める地域(駅周辺や商店街など)

○どのような協定を結ぶ必要があるのですか？

3軒以上の住宅や店舗併用住宅などの所有者等の皆様によって結ぶ協定で、主として下記の事項が定められている必要があります。

- (1) 建築物等に関する基準
 - (2) 協定の区域
 - (3) 協定の期間
- (その他にも要件がありますので、事前に問合せ先までご相談ください。)

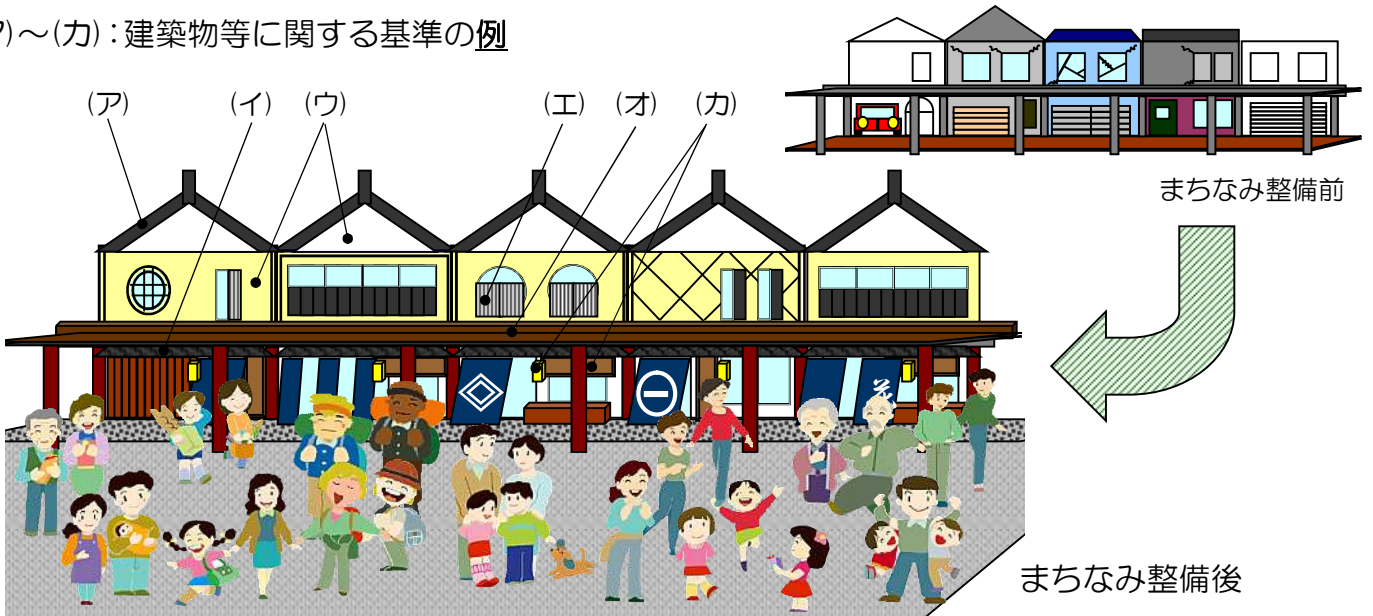
○協定に定める「建築物等に関する基準」とはどのようなものですか？

屋根、外壁、門、塀、かきね、柵、看板等の構造、形態、意匠などに関することで、**例えば**、次のような基準が考えられます。

- ・昔ながらのデザインを活かし、落ち着いた雰囲気となるよう、屋根は、切妻(きりつま)の勾配屋根とし、屋根の色彩は黒色系とするよう努める。(ア)
- ・統一感があり、趣のあるまちなみとなるよう、道路に面する1階部分には、瓦状の庇(ひさし)を設置する。(イ)
- ・自然素材による伝統的な工法を活かした外観仕上げとなるよう、外壁は、下見板張り(したみいたばり)、土塗壁(つちぬりかべ)、漆喰塗壁(しっくいぬりかべ)とし、色彩は、白・黒・茶・薄茶とする。(ウ)
- ・趣や風情が感じられるまちなみとなるよう、出入口などの開口部の建具は、格子状の意匠を取り入れたものとする。(エ)
- ・雁木(がんぎ)を残すため、母屋は道路境界から2m後退(セットバック)し、雁木の高さは2.5mとし、雁木も含め屋根の色彩は黒色系とする。(オ)
- ・にぎわいにつながる魅力的なまちなみとなるよう、意匠性の高いデザインや質感のある材料を用いた外観のデザインとし、屋根の形状や色彩についても統一したものとする。
- ・雰囲気のあるまちなみとなるよう、敷地と道路の境界については、板塀や生垣とする。
- ・看板については、伝統的な意匠を基本とし、大きさやデザインを統一したものとする。(カ)

どのような基準とするかについては、協定を結ばれる皆様のお考えを尊重します。

(ア)～(カ)：建築物等に関する基準の例

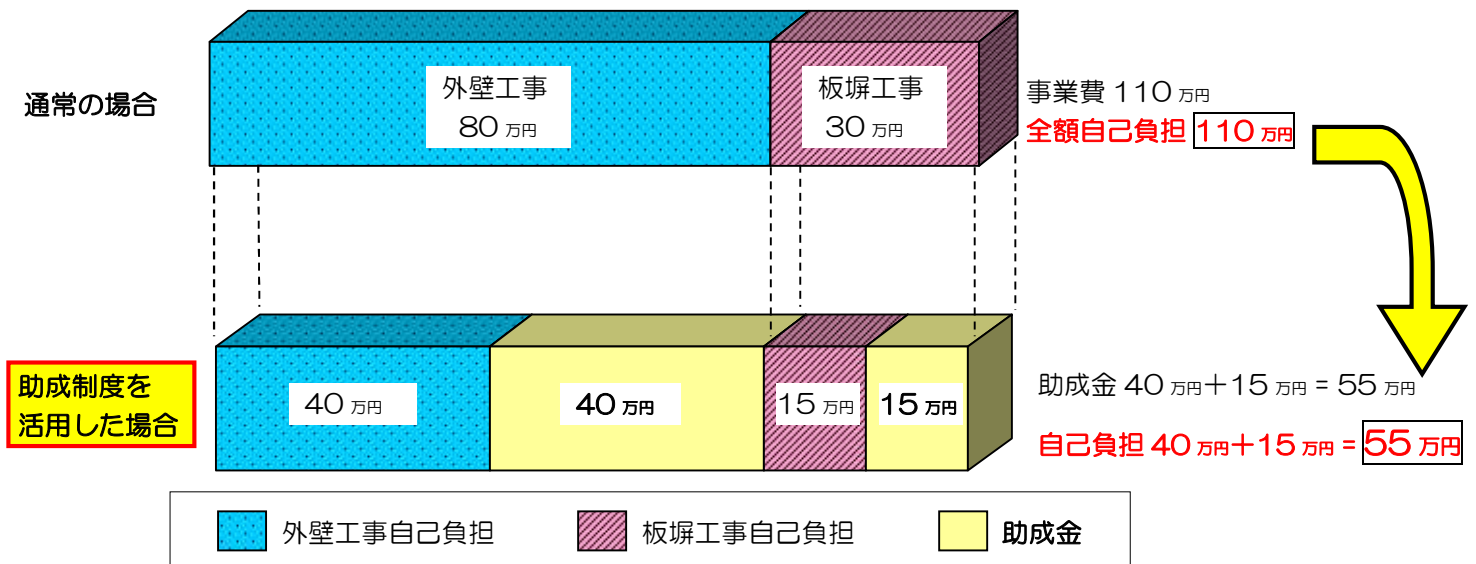


○助成対象額及び助成金の額はどの位ですか？

住宅や店舗併用住宅などの建築物については、1軒あたりの助成対象事業費に対して、1/2（最高50万円）の助成金を受けられます。また、門、塀などの工作物については、1軒あたりの助成対象事業費に対して、1/2（最高25万円）の助成金を受けられます。

なお、1軒で建築物と工作物両方の整備を行う場合（例えば、外壁の張替えと板塀の整備を行う場合など）、1軒あたりの助成対象事業費に対して、1/2（最高75万円）の助成金を受けられます。

※例えば、道路に面する部分の外壁の張替えに80万円、板塀の整備に30万円、合計110万円の整備工事を行う場合は、以下のような助成が受けられます。



○助成の申込み手続きはどのようにすればよいのですか？

3軒以上の住宅や
店舗併用住宅などの
所有者等によるまちなみ
整備の気運

まちづくり推進課の窓口へご相談においでください。
市で助成対象地域となるか判断いたします。

協定内容の検討
(基本計画作成)

協定内容について検討していただきます。
協定内容の検討の際には、新潟市景観アドバイザー制度を活用していただきます。
協定内容の検討(協定(案)や基本計画図の作成)に係る費用についても助成が受けられます。

協定内容の審査・認定

協定の内容について、市が審査及び認定をいたします。

協定の締結

協定対象者の皆さんで協定を締結していただきます。
協定内容の検討(協定(案)や基本計画図の作成)についての助成を申請された場合は、助成金を振り込みます。

協定に基づく建築物、
工作物の詳細設計

締結した協定に基づく設計をしていただきます。
設計の際には、新潟市景観アドバイザー制度を活用していただきます。

申 請

必要事項を記入し、必要書類を提出してください。

審 査

設計内容について審査いたします。

助成決定通知

審査が終わりますと、助成金交付決定通知書をお送りします。

工事着工

必ず助成決定の後で工事を始めてください。

工事完了

工事が終わりましたら、実績報告を提出してください。

完了審査

完了した工事の内容を審査します。

助成金の支払い

審査が終わり次第、助成金を振り込みます。

○詳しくは、下記問合せ・連絡先までご相談ください。

問合せ・連絡先

新潟市 都市政策部 まちづくり推進課
電 話：025-226-2707 (直通)
FAX：025-229-5150
E-mail：machisui@city.niigata.lg.jp